

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～ 令和8年1月31日までの5年間
2. 内容

目標：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年3月～ 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- 令和3年6月～ 制度に関するパンフレットを配布し社員に周知を図る
- 令和5年2月～ 社員に再度周知を図る
- 令和7年2月～ 社員に再度周知を図る